

# 遺伝子組換え作物の栽培に関する手引

## 基準・様式集

第1	遺伝子組換え作物の栽培計画書（様式1）	1
第2	遺伝子組換え作物の栽培実績書（様式2）	5
第3	遺伝子組換え作物の栽培計画変更届出書（様式3）	7
第4	遺伝子組換え作物の栽培中止届出書（様式4）	8
第5	栽培に関する説明会の開催と情報の提供	9
第6	栽培ほ場に設置する看板（規格、内容等）	10
第7	栽培管理責任者の設置	11
	遺伝子組換え作物の栽培に関するチェックリスト	12
第8	交雑防止措置	15
第9	混入防止措置	16
第10	参考資料	
	遺伝子組換え作物の栽培に関する指針（宮城県）	
	宮城県遺伝子組換え作物の栽培に関する検討会設置要綱（宮城県）	
	カルタヘナ法に基づき第一種使用規程を承認した遺伝子組換え農作物一覧（農林水産省）	
	第一種使用規程承認組換え作物栽培実験指針（農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）	

平成22年3月5日（令和6年10月1日改正）

宮城県農政部みやぎ米推進課

第1 遺伝子組換え作物の栽培計画書（様式1）

受付番号

遺伝子組換え作物栽培計画書

年 月 日

宮城県知事 殿

郵便番号

住 所

電話番号

（法人の場合は、法人名・代表者名を記入）

氏 名

「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」第4の規定により、下記のとおり届け出ます。

栽培の目的	
栽培管理責任者名・ 連絡先 ※栽培従事者一覧添付	氏 名： (フリガナ： ) 住 所： 連絡先(電話)：
作物名・品種名	作物名： 品種名：
第一種使用規程	承認年月日： 使用期間：
栽培ほ場の地名・地番 構造・規模 ※ほ場・施設図面添付	宮城県 施設（鉄骨ハウス・パイプハウス）・露地 規模 m <sup>2</sup>
周辺への周知状況 ※説明会等で使用する 資料添付	説明会の開催： 年 月 日 説明会の場所： 参 集 範 囲：
栽培期間 は種・定植・収穫の予定 ※作業工程表を添付	栽培期間： 年 月 日～ 年 月 日 は種： 年 月 日（は種量 kg/10a、合計 kg） 定植： 年 月 日（植付け本数 本/10a、合計 本） 収穫： 年 月 日（予定収穫量 kg/10a、合計 kg）
看板設置	年 月 日(予定)

種苗	購入先	会社名： 住 所： 電 話：
	購入量	kg(本) ※納品書又は予約伝票を添付
	保管方法	(記載例) 専用保管庫に他作物とは区分して保管
同種栽培作物との距離 ※周辺地図を添付	作物名： 同種・近縁種との距離(最短)	距離(最短) m m
交雑防止措置	(記載例) 同種栽培作物及び同種・近縁種との隔離距離(○m)を確保する。また、周囲には防風ネット(高さ2m)を設置する。	
交雑の有無の確認	(記載例) 指標作物を周囲に栽培し、○○の方法にて交雑の有無を確認する。 ※調査方法、確認方法は詳細に記載する。 ※調査や確認を第三者へ委託する場合は、委託先を記載する。	
混入防止措置	(記載例) 専用の作業機械を使用する。また、栽培従事者の衣服や靴に付着した土や遺伝子組換え作物は圃場内で払い落とし、洗浄により除去する。 ※主な作業工程毎に記載する。 ※野鳥、小動物等の食害、摂食、付着等への防止措置も具体的に記載する。	
収穫物	運搬方法	(記載例) 専用ボックス(密閉式)により搬出
	保管 (場所・方法)	(記載例) 専用保管庫に他作物と分別して保管
	出荷先	会社名： 住 所： 電 話： 出荷予定量：                      出荷予定時期：
ほ場・収穫残さの処理	(記載例) 地上部はほ場内で堆肥化し、地下部はすき込む。植物体が再生した場合は、開花前までに再度、ほ場にすき込む。	
次期(次年度)作のほ場利用計画及び後作の収穫物の扱い	(記載例) ○○年に一般作物(○○○)を栽培予定。収穫物は廃棄(ほ場すき込み)予定。	

(記入上の留意点)

○申請者の住所及び氏名

申請者の住所及び氏名を記載すること。法人の場合は、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

○目的

遺伝子組換え作物の用途（食用、飼料用、販売用など）と導入目的について記載すること。

○作物名・品種名

遺伝子組換え作物の「生物分類学上の種の名称（ダイズ、トウモロコシなど）」とその遺伝子組換え作物の「品種や系統」を記載すること。また、国による第一種使用規程の承認年月日を記載すること。

※国内で一般栽培が可能な遺伝子組換え作物は、農林水産省等のホームページを参照のこと。

○栽培ほ場の地名・地番

遺伝子組換え作物の栽培を行うほ場の所在地を記載すること。

○栽培ほ場の構造・規模

遺伝子組換え作物の栽培を行うほ場について、施設又は露地の該当する方を「○」で囲み、施設の場合は、鉄骨ハウス又はパイプハウスの該当する方を「○」で囲む。

規模については、ほ場の面積を記載し、施設の場合は併せて棟数と延べ面積を記載すること。

○栽培期間

遺伝子組換え作物の栽培を行うほ場の準備（耕起等）から収穫後の残さ処理に要する期間を含めた、実際にはほ場を利用する期間全体を記載すること。

○看板の設置

看板の設置予定日を記載すること。

○種子（種苗）の購入先、購入量、保管方法

購入先の会社名、住所、電話番号、購入した（購入予定）量並びに購入後の種子（種苗）及び在庫の保管方法、管理について記載すること。

※作業工程表を添付する。

※遺伝子組換え作物の種苗購入の納品書又は予約伝票等を添付する。

○同種栽培作物等との距離

栽培する遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある同種の栽培作物名及び周辺に自生する同種・近縁種との最短距離を記載すること。

※同種の栽培作物及び周辺に自生する同種・近縁種の作付け状況がわかる周辺地図を添付する。

○交雑防止措置

栽培する遺伝子組換え作物と一般作物及び周辺に自生する同種・近縁種が交雑しないよう、防風ネットの設置等、どのような対策を講じるのか記載すること。

○交雑の有無の確認

栽培する遺伝子組換え作物と一般作物及び自生する同種・近縁種の交雑の有無を確認する調査について、どのような方法を採用するのか記載すること。また、遺伝子組換え作物の栽培に関する指針第5の交雑防止措置に基づき、その遺伝子組換え作物等との隔離距離の範囲内に存在する同種・近縁種との交雑の有無について詳しく調査すること。

なお、「隔離ほ場での試験栽培」として遺伝子組換え作物を栽培する場合は、一般栽培より厳密に交雑確認調査を実施する。

○混入防止措置

栽培する遺伝子組換え作物の収穫物が一般作物と混入しないよう、どのような対策を講じるのか記載すること。

○収穫物の運搬、保管及び出荷先

収穫物の管理・保管方法及び出荷先、出荷予定量、出荷予定時期について記載すること。

○栽培ほ場・収穫残さの処理

栽培ほ場や収穫に伴う残さ等の処理方法について記載すること。

○次期（次年度）作のほ場利用計画及び後作の収穫物の扱い

遺伝子組換え作物を栽培したほ場等について、次（次年、次期作）にどのような利用をするのか記載すること。また、後作の収穫物の扱いについて記載すること。

○添付書類

- (1) ほ場の位置図、周辺地域の図面
- (2) ほ場の構造及び規模を示す図
- (3) 説明会の開催計画（周知方法、開催日及び場所、参集範囲など）と配付予定資料
- (4) 所有又は利用する機械・器具及び施設の状況  
所有（利用）機械の台数及び能力、施設の規模及び施設の見取り図
- (5) その他必要な書類

第2 遺伝子組換え作物の栽培実績書（様式2）  
**遺伝子組換え作物栽培実績書**

年 月 日

宮城県知事 殿

郵便番号  
 住 所  
 電話番号  
 （法人の場合は、法人名・代表者名を記入）  
 氏 名

「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」第4の規定により、下記のとおり届け出ます。

栽培の目的	
栽培管理責任者名・ 連絡先 ※栽培従事者一覧添付	氏 名： (フリガナ： ) 住 所： 電 話：
作物名・品種名	作物名： 品種名：
第一種使用規程	承認年月日： 使用期間：
栽培ほ場の地名・地番 構造・規模 ※ほ場・施設図面添付	宮城県 施設（鉄骨ハウス・パイプハウス）・露地 規模 m <sup>2</sup>
は種・定植・収穫実績	は種： 年 月 日（は種量 kg/10a、合計 kg） 定植： 年 月 日（植付け本数 本/10a、合計 本） 収穫： 年 月 日（予定収穫量 kg/10a、合計 kg） 残さ処理完了： 年 月 日
看板設置期間	年 月 日～ 年 月 日（※設置写真添付）
種苗	購入先 会社名： 住 所： 電 話：
	購入・在庫量 購入 kg(本)、使用 kg(本)、在庫 kg(本)
	保管方法 (記載例) 専用保管庫に他作物とは区分して保管

同種栽培作物等との距離		作物名： 同種・近縁種との距離(最短)	距離(最短) m
交雑防止措置 ※写真添付		(記載例)同種栽培作物及び同種・近縁種との隔離距離(〇〇m)を確保し、周囲には防風ネット(高さ2m)を設置した。	
交雑の有無の確認		(記載例)指標作物を周囲に栽培し、〇〇の方法にて交雑の有無を調査したが確認されなかった。 指標作物名： ※調査結果のデータ、資料を添付する。	栽培幅 m
混入防止措置		(記載例)専用の作業機械(は種機・収穫機)を使用した。また、栽培従事者の衣服や靴に付着した土や遺伝子組換え作物は、ほ場内で払い落とし、洗浄により除去した。 ※主な作業工程毎に記載する。 ※野鳥、小動物等の食害、摂食、付着等への防止措置も具体的に記載する。	
収穫物	収穫量	kg(規格外を含む収穫総量)	
	収穫期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	運搬方法	(記載例)専用ボックス(密閉式)により搬出し、こぼれ落ちはなかった。	
	保管 (場所・方法)	(記載例)専用保管庫に他作物と分別して保管した。	
	出荷先	出荷日： 年 月 日 (出荷済、出荷予定) 出荷量： kg 包装規格： kg/箱(袋) × 箱(袋) 会社名： 住所： 電話： ※出荷先、出荷量を証明できる書類(荷受書など)の写しを添付	
ほ場・収穫残さの処理		(記載例)地上部はほ場内で堆肥化し、地下部はすき込み処理を行った。再生した植物体は再度、ほ場にすき込み処理を行った。	
次期(次年度)作のほ場利用計画及び後作の収穫物の扱い		(記載例)〇年に一般作物(〇〇〇)を栽培予定。収穫物は廃棄(ほ場すき込み)予定。	

第3 遺伝子組換え作物の栽培計画変更届出書（様式3）

受付番号

遺伝子組換え作物栽培計画変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

郵便番号

住 所

電話番号

（法人の場合は、法人名・代表者名を記入）

氏 名

「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」第4の規定により、下記のとおり届け出ます。

栽培計画書提出年月日 及び受付番号	
栽培計画書受付番号	
計画の変更内容	
計画の変更年月日	年 月 日
計画の変更理由	



第4 遺伝子組換え作物の栽培中止届出書（様式4）

遺伝子組換え作物栽培中止届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

郵便番号

住 所

電話番号

（法人の場合は、法人名・代表者名を記入）

氏 名

「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」第4の規定により、下記のとおり届け出ます。

栽培計画書提出年月日 及び受付番号	
栽培を中止した遺伝子 組換え作物名・品種名	作物名： 品種名：
栽培を中止した年月日	年 月 日
栽培を中止した理由	
栽培を中止した遺伝子 組換え作物の処分方法	

## 第5 栽培に関する説明会の開催と情報の提供

- 1 遺伝子組換え作物の栽培を行おうとする場合、栽培計画の内容等について下記の関係者等を対象に説明会を開催すること。
  - (1) 交雑防止措置として定めた隔離距離の範囲内で一般作物を栽培する者
  - (2) 交雑防止措置として定めた隔離距離の範囲内に土地を所有する者
  - (3) 収穫物や作業機械等の移動経路で一般作物を栽培する者
  - (4) 収穫物や作業機械等の移動経路に土地を所有する者
  - (5) 栽培地等を管轄する市町村及び農業団体等
- 2 遺伝子組換え作物の栽培者は、遺伝子組換え作物の栽培ほ場と隣接する耕作者及び隔離距離の範囲内で同種作物を栽培する者に対しては必ず説明を行うこと。
- 3 遺伝子組換え作物の栽培者は、遺伝子組換え作物の栽培計画等に関する意見や質問に対して、科学的根拠や関連する情報を分かりやすく説明すること。
- 4 遺伝子組換え作物の栽培者は、遺伝子組換え作物の栽培計画及び経過並びに栽培の終了に関する情報をホームページやほ場の看板等で情報提供すること。
- 5 説明会開催後、速やかに記録書を宮城県農政部みやぎ米推進課に提出すること。

(参考様式)

### 説明会等開催記録書

年 月 日

- 1 開催日時
- 2 開催場所
- 3 参加者数（別紙として参加者名簿<sup>\*1</sup>及び周辺ほ場の耕作者マップ<sup>\*2</sup>を添付）
- 4 概要
  - (1) 説明内容
  - (2) 質疑応答内容
  - (3) その他

---

\*1 参加者名簿

隣接ほ場の耕作者及び隔離距離内で同種作物を栽培する者の参加又は説明したことが確認できるようにすること。

\*2 周辺ほ場の耕作者マップ

隣接ほ場の耕作者及び隔離距離内で同種作物を栽培する者を地図に記入したもの。

## 第6 栽培ほ場に設置する看板（規格、内容等）

遺伝子組換え作物を栽培するほ場には、看板を設置し周囲の関係者等に対して栽培内容等を周知すること。

### 1 規格

- (1) 表示面：日本工業規格A2番（420mm×594mm）以上
- (2) 高さ：地面から150cm程度（ほ場条件を考慮し見やすい位置に設置）
- (3) 文字：50ポイント以上

### 2 設置場所

栽培ほ場の道路に面した見やすい場所に設置すること。

### 3 表示事項

- (1) 「遺伝子組換え作物栽培ほ場」と明記
- (2) 栽培作物名及び品種名
- (3) 栽培期間
- (4) ほ場の地名・地番・面積
- (5) 栽培申請者、栽培管理責任者の氏名及び連絡先

### ※看板の例

遺伝子組換え作物栽培ほ場	
◆栽培作物名	大豆
◆品種名	〇〇〇〇〇除草剤耐性大豆
◆栽培期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
◆ほ場の地名・地番・面積	宮城県△△市・・・・・・ 〇平方メートル
◆栽培申請者	□□□ファーム 代表 宮城 大作
◆栽培管理責任者の氏名	宮城 県作（みやぎ けんさく）
◆連絡先	××××-××××-××××

## 第7 栽培管理責任者の設置

1 栽培者は、遺伝子組換え作物の栽培計画や管理を統括する栽培管理責任者を設置すること。

なお、栽培者が栽培管理責任者を兼ねることもできる。

2 栽培管理責任者は以下のことに対応すること。

- (1) 栽培計画書及び実績書の作成及び実施状況の確認に関すること。
- (2) 遺伝子組換え作物の種苗の保管管理に関すること。
- (3) 交雑防止措置の実施に関すること。
- (4) 交雑確認調査の実施に関すること。
- (5) 混入防止措置の実施に関すること。
- (6) 遺伝子組換え作物の栽培に関する作業、残さの処理及び収穫物の調整出荷等の記録とその保管に関すること（チェックリスト参照）。
- (7) 種苗及び収穫物のほ場等からの盗難防止に関すること。
- (8) 遺伝子組換え作物の栽培に関する情報の提供に関すること。
- (9) 不測の事態が起きた場合など緊急時の連絡及び対応に関すること。
- (10) 遺伝子組換え作物の栽培に従事する者に対する指導に関すること。
- (11) 次年度のほ場の利用に関すること（手引第9第6項参照）。
- (12) その他

(参考)

遺伝子組換え作物の栽培に関するチェックリスト〈栽培前後〉

区分	項目	確認事項	チェック欄
栽培前後の取組	栽培管理責任者	設置していますか。	
	栽培計画書	知事に提出しましたか。	月 日
	栽培者研修等	栽培者研修等を受講しましたか。	年 月
	栽培説明会	参集対象者への連絡は行いましたか。	
		質問や意見に分かりやすく説明しましたか。	
		参加できない対象者に対する説明を行いましたか。	
		説明終了後の記録を県に提出しましたか。	
	情報の提供	栽培計画の情報提供を行いましたか。	
		ほ場に看板を設置しましたか。	月 日
		栽培経過の情報提供を行っていますか。	
	栽培実績書	知事に提出しましたか。	月 日
	栽培中止届出書	知事に提出しましたか。	月 日
	種苗の購入(入手)	遺伝子組換え作物の種苗購入(入手)先、購入日、購入量、ロット番号等がわかる納品書等の写しを知事に提出しましたか。	
栽培状況等の管理	種苗、農薬、肥料その他資材の購入履歴及び使用状況が整理されていますか。		
収穫物等の管理	収穫日・収穫量及び出荷日・出荷量・出荷先の記録が整理されていますか。		
	出荷の際の荷受書の写しを知事に提出しましたか。		

遺伝子組換え作物の栽培に関するチェックリスト〈栽培中〉

区分	項目	確認事項	チェック欄	
栽培中の取組	作業者への指導	栽培管理責任者は、作業者に対して交雑・混入に関する指示を適切に行っていますか。	毎日 週一回	
	交雑防止	隔離距離は基準以上ですか。		
		開花期の平均風速は3m/sを超えない場所ですか。		
		防風ネットは設置しましたか。		
		開花期が周辺の同一作物と重複しないようにしましたか。		
		周辺の同種・近縁種植物に注意しましたか。		
		採種を行っている農家に対して対策を講じましたか。		
	交雑の確認	交雑の有無を確認するための調査を実施しましたか。		
		確認調査の結果を知事に提出しましたか。		
	混入防止	種苗	保管は一般種苗と区別していますか。	
			移動する際はこぼれ落ちなどがないように行っていますか。	
			防鳥網等の対策を講じましたか。	
			野鳥、小動物が侵入できる隙間はありませんか。	

区分	項目		確認事項	チェック欄
栽培中の取組	混入防止	機械等	組換え作物専用に使っていますか。	
			各作業の終了ごとに洗浄・清掃を行っていますか。	
			洗浄・清掃で出た残さは適切に処理しましたか。	
			搬出時は、土や種子・種苗を落としましたか。	
	収穫物		専用ボックスなどを利用し、こぼれ落ちを防止しましたか。	
			他の作物と保管場所を別に使っていますか。	
			遺伝子組換えの表示を行いましたか。	
			出荷の際は分別して流通を行いましたか。	
			出荷調製残さは適切に処理しましたか。	
			出荷記録の保管を行っていますか。	
	栽培後処理		残さを適切に処理しましたか。	
			残さの運搬時にこぼれ落ちがありませんでしたか。	
	後作の収穫物		次作の収穫物は、遺伝子組換え作物の収穫物と同様に処理することを理解していますか。	

## 第8 交雑防止措置

### 1 隔離距離による交雑防止措置

遺伝子組換え作物と他の一般作物及び周辺に自生する同種・近縁種との交雑を防止するため、交雑のおそれがある同種栽培作物等との隔離距離を保つこと。

(1) 栽培する遺伝子組換え作物ごとに、同種栽培作物等と隔離すべき距離以上隔離するものとする。

遺伝子組換え作物	同種栽培作物等との隔離すべき距離	(参考)同種作物
イネ	30m以上	イネ( <i>Oryza sativa</i> L.)
ダイズ	10m以上	ダイズ( <i>Glycine max</i> L.)
トウモロコシ	600m以上	トウモロコシ( <i>Zea mays</i> L.)、テオシント( <i>Zea mays</i> subsp. <i>mexicana</i> )
セイヨウナタネ	600m以上 (ただし、栽培作物以外で、堤防や法面などに自生し雑草化した、アブラナ科植物を十分に把握し、それらとの隔離距離も確保する。また、必要に応じて抜き取りや刈取りを実施するとともに、遺伝子組換え作物との交雑の有無を詳しく調査する。)	西洋ナタネ、ナバナ等( <i>Brassica napus</i> )、ハクサイ、カブ、コマツナ、チンゲンサイ、ツケナ類等( <i>Brassica rapa</i> )、カラシナ、タカナ等( <i>Brassica juncea</i> )、カイラン( <i>Brassica alboglabra</i> )、ダイコン( <i>Raphanus</i> )属植物

(2) 過去のデータに基づき、開花期の平均風速(10分間の平均)が毎秒3mを超えない場所を選定し栽培する。

(3) 強風が想定される場合には、防風ネットによる抑風を行う。



## 2 交雑確認調査

- (1) 交雑防止措置により、交雑が適確に防止されていたか確認するために、栽培者は交雑確認調査を実施すること。
- (2) 交雑確認調査の方法は、栽培者が作成する栽培計画書に記載された内容について、遺伝子組換え作物の栽培に関する検討会の意見を聴いた上で、栽培計画書の審査結果により栽培者へ通知する。
- (3) 「隔離ほ場での試験栽培」として国から承認された遺伝子組換え作物を栽培する場合は、特に厳密な交雑確認調査を実施すること。
- (4) 交雑確認調査の実施に必要な費用は、栽培者が負担する。
- (5) 栽培者は、交雑確認調査を第三者（民間の調査・分析機関等）に委託して実施することができる。

## 第9 混入防止措置

栽培者は、遺伝子組換え作物が他の一般作物と混入しないよう、下記の防止措置を講じること。

### 1 種苗の分別管理

- (1) 種苗はその他の作物と区分して保管・管理するとともに、遺伝子組換えであることを表示すること。
- (2) は種、育苗及び定植の準備を行う際に他の作物の種苗に混入しないよう措置すること。
- (3) 種苗の管理場所からほ場に運搬する際には、他のほ場へ種苗のこぼれ落ちを防止すること。
- (4) 種苗が野鳥、小動物等の食害、摂食、付着等により拡散しないよう、防鳥網や袋掛け等の対策を講じること。

### 2 機械・施設・資材等の洗浄等

- (1) 栽培に使用する機械・施設・資材等は専用のものを用いるか、栽培の各作業終了ごとに洗浄・清掃を行うこと。また、洗浄・清掃で出た残さは、ほ場へすき込むか、堆肥化や焼却するなど、植物体が再生しないような処理を行うこと。
- (2) 栽培ほ場から機械等を搬出する際には、ほ場内で機械等に付着している土や種子、苗等を確実に落とすこと。

### 3 衣服や靴への付着物除去

遺伝子組換え作物の栽培に従事する者の衣服や靴に付着した土又は遺伝子組換え作物が、当該栽培ほ場の外部に流出することがないように払い落とし、洗浄等による除去を徹底すること。

### 4 収穫物の管理等

収穫物は、他の作物の収穫物と保管場所を別にし、遺伝子組換えであることを表示し、厳重に区分して保管・管理するとともに、出荷の際にも分別流通を徹底すること。

#### 5 栽培終了後の処理等

- (1) 栽培終了後、収穫物以外の作物はすべて栽培を行っていたほ場へすき込むか、堆肥化や焼却するなど、植物体が再生しないような処理を行うこと。
- (2) 作物の処理を行う場合に、栽培を行っていたほ場以外に搬出する必要がある場合は、運搬中にこぼれ落ちることがないように措置を講じること。

#### 6 作物を栽培したほ場での後作の収穫物の取扱い

次期作又は次年度作として栽培した作物の収穫物を一般作物の収穫物として処理しようとする場合は、前作の遺伝子組換え作物が混入しない明確な理由を栽培実績書に記載すること。

## 第10 参考資料

- 遺伝子組換え作物の栽培に関する指針（宮城県）
- 宮城県遺伝子組換え作物の栽培に関する検討会設置要綱（宮城県）
- カルタヘナ法に基づき第一種使用規程を承認した遺伝子組換え農作物一覧（農林水産省）
- 第一種使用規程承認組換え作物栽培実験指針（農林水産省農林水産技術会議事務局長）

### 附 則

- 1 この手引は、平成22年3月5日から施行する。
- 2 この手引は、平成24年2月7日から施行する。
- 3 この手引は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この手引は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この手引は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この手引は、令和6年10月1日から施行する。